

(養蜂業者の皆様へ)

蜜蜂の転飼及び飼育についての留意事項

大分県農林水産部 家畜衛生飼料室

1. 県外からの転飼について

- (1) 蜜蜂転飼許可申請書は県の様式を使用し、原則として転飼開始2カ月前までに、転飼場所を管轄する振興局長を経由して知事に提出して下さい。

提出書類 蜜蜂転飼許可申請書
土地使用承諾書及び付近見取図

手数料 1場所1蜂群につき150円。
但し16群以上は、1場所につき2,300円

- (2) 許可後、入地の際、ふそ病検査証明書を管轄家畜保健衛生所長に必ず提示し、また本県より転出する場合も同様、家畜保健衛生所長に申し出てふそ病検査を必ず受けて下さい。

2. 県内の飼育について

- (1) 養蜂業者は、転飼調整会議、転飼調整委員会の決定結果に基づいて、飼育届を住所地を管轄する振興局長を経由して知事に提出して下さい。

提出書類 蜜蜂飼育届・飼育変更届
土地使用承諾書

提出期限 毎年1月31日(必着)

3. 共通事項

- (1) 転飼調整結果に基づく飼育場所、飼育群数、飼育期間は、厳守すること。
変更する場合は、飼育変更届(様式変更予定)を変更が生じてから1月以内に提出しなければなりません。なお、変更する場合は、支部長及び周辺の関係業者の同意書を添付して下さい。

(2) 蜂場の見やすい場所に必ず標識を設置して下さい。(様式は下記のとおり)

(標識様式 別記1)		(標識様式 別記2)	
	40cm以上		40cm以上
	蜜蜂転飼許可済		蜜蜂飼育届済
30cm 以 上	許可番号 第 号		飼育業者名
	飼育業者氏名		蜂群数
	蜂群数		転飼期間
	転飼期間		連絡先(TEL)
	連絡先(TEL)		
			150cm 以上

(3) 飼育等の提出書類は、記入もれ等がないよう記入して下さい。また、蜂群設置場所については、字名、番地まで、見取図については詳細に記入して下さい。

(4) 各地で松くい虫防除が計画的に実施されていますが、関係機関と連絡を保ち巣箱の移動等、万全のご協力をお願いします。

(5) ふそ病の予防には許可された抗生物質以外は使用できないので注意して下さい。なお詳細については家畜保健衛生所に相談下さい。